年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会 令和5年4月21日答申分

〇答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの		3件
国 民 年 金 関 係	O件	
厚生年金保険関係	3件	
(2)年金記録の訂正を不要としたもの		3件
国 民 年 金 関 係	1件	
厚生年金保険関係	2件	
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの		O件
国 民 年 金 関 係	O件	
厚生年金保険関係	O件	

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2200464 号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2300001 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年11月10日から平成10年10月21日まで

A社で勤務していた期間について、受け取っていた給与額と年金加入履歴に記載されている標準報酬月額に相違がある。私の記憶では、平成7年11月から平成8年6月までの期間は30万円、同年7月から平成10年9月までの期間は50万円の月給だったと思う。調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のぞれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である。

したがって、厚生年金特例法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があり、かつ、これら双方に見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、A社の元事業主は、倒産廃業したため、請求期間当時の資料は残っていない 旨回答しており、請求者の請求期間における住所地であるB市は、保存期間経過のため請求期 間に係る課税資料を保管していないとしており、請求者自身も給与明細書等を所持していない ことから、請求者の請求期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認す ることができない。

また、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先が判明した同僚 14 名に照会し、5名から回答を得たものの、回答があった者全員が同社における自身の給与明細書を保管しておらず、標準報酬月額の記録が実際の給与額に見合ったものであったか否かは不明としていることから、同社の請求期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2200476 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2300002 号

第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 8 月 10 日の標準賞与額を 19 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成19年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年8月10日

年金事務所からA社における8か所の賞与記録を確認するようにと連絡があり預金通帳を確認したところ、賞与記録が漏れていたので、訂正請求書を提出した。

その後、預金通帳を見ると、請求期間における賞与記録も漏れていることが確認できたので、調査の上、賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された預金通帳の写し、金融機関から提出された預金取引明細表兼残高表、A社の元同僚の賞与明細書、同社から提出された給与・賞与振込送信データ一覧、同社の回答及び陳述から判断すると、請求者は、同社から当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳の振込額及び元同僚の 賞与明細書により推認できる賞与額から、当該期間は19万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに ついては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に 対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを 確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得な い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2200477 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2300003 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成18年8月11日は5万円、同年12月15日は12万8,000円及び平成19年8月10日は13万円に訂正することが必要である。

平成18年8月11日、同年12月15日及び平成19年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 8 月 11 日、同年 12 月 15 日及び平成 19 年 8 月 10 日の標準 賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年8月11日

② 平成 18 年 12 月 15 日

③ 平成19年8月10日

年金事務所からA社における7か所の賞与記録を確認するようにと連絡があり預金通帳を確認したところ、賞与記録が漏れていたので、訂正請求書を提出した。

その後、預金通帳を見ると、請求期間①から③までの各期間における賞与記録も漏れていることが確認できたので、調査の上、賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までの各期間(以下「各請求期間」という。)について、請求者から提出された預金通帳の写し、金融機関から提出された預金取引明細表兼残高表、A社の元同僚の賞与明細書、同社から提出された請求期間③に係る給与・賞与振込送信データ一覧、同社の回答及び陳述から判断すると、請求者は、同社から各請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、各請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各請求期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳の振込額及び元同僚の賞与明細書により推認できる賞与額から、請求期間①は5万円、請求期間②は12万8,000円及び請求期間③は13万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時) に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これ を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得 ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2200470 号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2300004 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪 失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和59年4月2日から昭和60年4月6日まで

② 昭和61年6月11日から昭和62年12月29日まで

請求期間①はA社において勤務し、請求期間②はB社において勤務したが、当該各期間に 係る厚生年金保険の加入記録がない。

しかし、請求期間①は雇用保険に加入しフルタイムで勤務、請求期間②は専門的な検査業務に携わっており、いずれの期間も厚生年金保険に加入していたと思うので、請求期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の記録により、請求者が当該期間のうち昭和 59 年 12 月 28 日以前の期間については、A社に勤務していたことがうかがえる一方で、C公共職業安定所から提出された請求者に係る雇用保険受給資格者証によると、請求者は同年 12 月 28 日に離職し、昭和 60 年 1 月 11 日に求職の申し込みを行っていることから、請求期間①のうち昭和 59 年 12 月 29 日以降の期間に係る請求者の勤務は確認できない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされているところ、A社の業務を引継いだとするD社は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間①に自身と仕事内容や雇用形態が同じであった同僚の氏名を挙げているところ、A社に係るオンライン記録において、当該期間における当該同僚の被保険者記録は見当たらない。

加えて、前述のオンライン記録において、請求期間①及びその前後に被保険者資格を取得した者の健康保険整理番号は、欠番がなく連続しており、請求者の当該期間に係る記録が欠落した事情はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、請求者は当該期間において、法人化前のE事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社の適用年月日は平成9年3月1日であり、請

求期間②において、同社及びE事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、日本年金機構は、請求期間②において、E事業所は強制適用の要件を満たしておらず、 任意適用の申出がなかったことから、厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていなか った旨回答しており、請求者が当該期間において、厚生年金保険法第9条に規定する適用事業 所に使用される被保険者に該当すると判断することはできない。

さらに、B社に係る商業登記の記録によると、同社は平成7年 11 月7日に法人成立しているところ、同社の事業主は、昭和 61 年7月1日にE事業所を開設したが同事業所が法人となる前には厚生年金保険に加入しておらず、請求期間②に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2200490 号 厚生局事案番号 : 近畿 (国) 第 2300001 号

第1 結論

昭和57年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和57年*月から昭和61年3月まで

20 歳となった昭和 57 年*月から昭和 61 年4月に就職するまでの大学生であった期間について、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたが、請求期間は保険料納付済期間となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間において大学生であることから、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金の任意加入被保険者となる申出を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者に係る記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間当時の住所地であったA県内で当該期間に払い出された記号番号の検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できない。

また、オンライン記録によると、請求者は、昭和 61 年 4 月 1 日付けで初めて国民年金の第 1 号被保険者資格を取得し、同年 4 月 4 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、第 1 号被保険者資格を喪失しており、その後、平成 9 年 1 月 1 日付けで、再度、第 1 号被保険者資格を取得しているところ、これらの国民年金の資格に係る処理年月日は、いずれも同年 2 月 12 日であることを踏まえると、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、第 1 号被保険者となる届出が行われたことに伴い、大学を卒業した月の翌月の昭和 61 年 4 月 1 日に遡って第 1 号被保険者となる資格処理が行われたものと推認され、同日より前の請求期間は国民年金に未加入の期間であり、これらの事情から、請求者又は請求者の母は請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母から当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者又は請求者の母が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2200215 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2300005 号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間のうち、平成22年2月21日から同年5月1日までの期間 及び平成25年9月1日から平成28年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが 必要である。平成22年2月から同年4月までの各月及び平成25年9月から平成28年8月 までの各月の標準報酬月額については、別表の1のとおりとする。

平成22年2月から同年4月までの各月及び平成25年9月から平成28年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 22 年 2 月から同年 4 月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

事業主は、請求者に係る平成25年9月から平成28年8月までの各月の訂正後の標準報酬 月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を 納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間のうち、平成22年5月1日から同年8月1日までの期間、 平成24年4月1日から平成25年9月1日までの期間、同年10月1日から平成26年4月1 日までの期間及び平成27年9月1日から平成28年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂 正することが必要である。平成22年5月から同年7月までの各月、平成24年4月から平成 25年8月までの各月、同年10月から平成26年3月までの各月及び平成27年9月から平成 28年8月までの各月の標準報酬月額については、別表の2のとおりとする。

平成22年5月から同年7月までの各月及び平成24年4月から平成25年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)、並びに同年10月から平成26年3月までの各月及び平成27年9月から平成28年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年2月21日から平成28年9月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間の標準報酬月額が、給料明細書の支給額よりも低く9万8,000円となっている。

在職中に気付き、事務担当者に相談したところ、前事業主が事務を適正に処理していなかったとして差額の返金を受けたが、そもそも年金記録上の標準報酬月額に見合う額よりも高い厚生年金保険料が控除されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成22年2月21日から同年5月1日までの期間及び平成25年9月1日から平成28年9月1日までの期間について、請求者から提出された給料明細書及び給料支払明細書(以下「給料明細書等」という。)により、請求者が当該各期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、平成22年2月21日から同年5月1日までの期間及び平成25年9月1日から平成28年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成22年2月から同年4月までの各月及び平成25年9月から平成28年8月までの各月に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成22年2月21日から同年5月1日までの期間及び平成25年9月1日から平成28年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、A社は不明と回答しているところ、平成22年2月21日から同年5月1日までの期間については、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、平成25年9月1日から平成28年9月1日までの期間については、年金事務所は、 平成23年及び平成25年から平成27年までの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が 事業主から未提出であったため職権処理を行った旨回答していることから、事業主は、給 料明細書等で確認できる報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所 は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標 準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について、納入の告知を行っておらず、事業 主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間のうち、平成22年5月1日から同年8月1日までの期間及び平成24年4月1日から平成25年9月1日までの期間について、前述の給料明細書等により、請求者の当該各期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法の規定による記録の訂正を認めることはできない。

2 請求期間のうち、平成22年5月1日から同年8月1日までの期間、平成24年4月1日から平成25年9月1日までの期間、同年10月1日から平成26年4月1日までの期間及び平成27年9月1日から平成28年9月1日までの期間について、前述の給料明細書等により、請求者の当該各期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額又は上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成22年5月から同年7月までの各月、平成24年4月から平成25年8月までの各月、同年10月から平成26年3月までの各月及び平成27年9月から平成28年8月

までの各月に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書等により確認できる報酬月額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

ただし、平成22年5月1日から同年8月1日までの期間及び平成24年4月1日から平成25年9月1日までの期間の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)、並びに同年10月1日から平成26年4月1日までの期間及び平成27年9月1日から平成28年9月1日までの期間の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、平成22年8月1日から平成24年4月1日までの期間について、前述の 給料明細書等により、請求者の当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間 の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいず れか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回らないことから、厚生年金特例 法の規定による記録の訂正を認めることはできない。 厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2200215 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2300005 号

1【厚生年金特例法による訂正】

訂 正 期 間	標 準 報 酬 月 額		
司 正 朔 间	訂正前	訂正後	
平成22年2月から同年4月まで	0 ± 0 000 H	11 万円	
平成 25 年 9 月から平成 28 年 8 月まで	9万8,000円	15 万円	

2【厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】

訂 正 期 間	標準報酬月額		
	訂正前	訂正後	
平成22年5月から同年7月まで		11 万円	
平成24年4月から同年9月まで	9万8,000円	11万8,000円	
平成 24 年 10 月から平成 25 年 8 月まで		16 万円	
平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月まで	15 五円(※)	17 万円	
平成 27 年 9 月から平成 28 年 8 月まで	- 15 万円(※)	11 刀円	

(※) 厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額